

“邪馬臺”か、それとも“邪馬壹”か？

——漢字の海上伝播の道筋と言語文化を越えた漢字の歴史考古学問題を考える——

臧 克 和

要約 日本語が漢字を借用して言葉を記録する過程において、少なからず語義もまた同時に借りられる現象があるだけでなく、高麗半島から東瀛扶桑に至るまで、さまざまな歴史上の国名から関係する官職の固有名詞に漢字を用いる場合、漢魏六朝時代の歴史家が用いた「記音文字」が伝わって用いられ、受容された。

《後漢書》《三国志》といった史書の固有名詞の記述は、すべて当時のその地方の言語体系と同じか近い音の漢字単語を（語義にかかわらず）対応させて記録されている。こうした現象は、中国の歴史地理研究者からは、ほとんど注目されていないにひとしい。

“和”の音 *he* は古くは匣母歌部に属する。日本語では“和”は *wa* 即ち「わ」と読み、音節は蛙娃注字組で、古音は影母之部に属し、“倭”即ち“倭” *wo* の字だけは古音は影母微部で、同じく影母に属して関連しており、適合する。漢代北方方言に基づいて漢字で日本語の音節を表記すること考えると、既成の“和”字は捨てざるを得ず、委婉円転の“委”つまり“倭”字としなければならない。漢語の擬音として、*wo-wa* の構造が考えられる。

キーワード 邪馬臺／邪馬壹 帯方郡 倭人国 徐福刻石 漢印委奴国王 漢字記音

一衣帯水な地理的位置関係から、中国・日本・韓国は漢字文化圏の中心地を成している。漢字は山東半島―高麗半島―九州博多湾と海上を東漸し、歴史上最古の言語文化を越えた交流媒体となり、各地で広く使われるようになった。この海上交易文化の通り道には、各国の固有名詞のように、漢字によって記録されてきた特定の“語言天地”がある。

たとえば、狗邪韓国（日本語では「くやかんこく」）、对馬国、投馬国、斯馬国、已百支国、伊邪国、都支国、弥奴国、好古都国、不呼国、姐奴国、对蘇国、蘇奴国、呼邑国、華奴蘇奴国、鬼国、為吾国、鬼奴国、邪馬国、躬臣国、巴利国、支惟国、烏奴国、奴国、狗奴国、伊都国、不弥国、末盧国、邪馬臺／邪馬壹、などである。
また、卑弥呼（ひみこ）のような国王の称号や、その他の官職名も卑狗、卑奴母離、爾支、泄謨觚、柄渠觚、兕馬觚、多模、弥弥、弥弥

那利、伊支馬、弥馬升、弥馬獲支、奴佳鞮、狗古智卑狗などがある。

そのなかで、漢字で書くということは言語を越えた表記でどのような役割を發揮し、背景となる知識の受容はどのようなであったのか。こうした地理的座標の実際の位置はどうであったと理解すべきなのか。

そして、こうした漢字を用いて記録されてきた地名は異なる言語環境においてどのように読解すべきであるのか。現在に至るまで、諸説様々に存在している。中日韓の三国間は言うに及ばず、各国内の研究者のあいだでも、共通認識はまだ得られていない。海上地図が使われた時代は文字よりも遅く、三国間の海上交易文化の中継点である「带方郡」のような古い地名でも、その実際の位置についてはいまでも各国の研究者それぞれに主張があり、定説がない。こうした議論は、本質的には漢字の海上伝播やどのような原則に従っていたのかという問題に及ぶ。いま、非常に限られた調査結果から、本稿のおおまかな結論は、日本語が漢字を借用して言葉を記録する過程において、少なからず語義もまた同時に借りられる現象があるだけでなく、高麗半島から東瀛扶桑に至るまで、さまざまな歴史上の国名から関係する官職の固有名詞に漢字を用いる場合、漢魏六朝時代の歴史家が用いた「記音文字」が伝わって用いられ、受容されたということである。

言うまでもなく、これは関係領域の専門家の国際的共同調査・研究・討論が必要なテーマである。これから考察するいくつかは、高説を待つものである。そのなかには、すでに日本のテレビ東京の関連番組で立川修史ディレクターの現場訪問の際に記者に答えたものがある（テレビ東京、2019年5月10日放送、文化考古番組、一部引用する）。

一 「邪馬臺」か、それとも「邪馬壹」？

——史書に見える二種の異文は歴史地理考古学の結論に影響を与えるのか

問1…《三国志・魏志・倭人伝》を読んで、臧教授は「邪馬臺国」はいったいどこにあると思いますか？

答…九州地区です。九州島の具体的にどこかは、確定することはできません。¹⁾

問2…なぜそこにあると考えるのか、三つ根拠を教えてください。特に漢字の視点から理由をお聞きしたいと思います。

答…1 《三国志・魏志・倭人伝》では带方郡から「万二千余里」（この距離の単位「里」はもちろん三国魏朝の里で、1里≒76m）とあり、ここから九州北部にあると分かります。

《倭人伝》「自郡至女王國萬二千餘里」の中の「自郡」の地点は、すべて「従带方郡」です。このことから、この地理座標は非常に重要で、後ほど漢字歴史年代学の視点から取り上げます。

2 《三国志・魏志・倭人伝》の末盧国、伊都国、奴国、不弥国等は九州北部のみ現れます。もし、邪馬壹国が近畿にあったのであれば、近畿の首都附近にもこうした地名が現れるはずですが。

3 《三国志・魏志・倭人伝》の邪馬壹国の記述に鑑みて、漢鏡・絹は九州北部から最も多く出土しています。近畿地区ではこうした弥生時代の出土品はほとんど出ていません。勢力が兄弟であることを示す鉄器の出土も、近畿地区より多いのです。

上述のような見方は、張莉教授と出野先生の説に基づきます²⁾。

九州には博多湾があり、近くには志賀島があり、島からは漢代の金印が出土しています。文字学から考えて、あとで述べる「帶方郡」「邪馬壹」などの地名、「漢委奴国王」の漢印文字の考証を解説と関係があります。

問3…張莉教授の論文で、「邪馬」(yama)は縄文時代の北九州の地名であるとされていますが、あなたはどう思いますか？

答…(yama)は日本語では「山」の訓読で、問題はありません。縄文時代には、「山」yama、「川」kawa、「澤」sawaといった素朴な名詞が地名になっており、弥生時代に細かい区別が付け加えられました。中国古代の地名の命名も、淮陰・江陰・華陰・蒙陰・岳陽・衡陽・徽州・江州などのように、しばしば高山や大河に基づいています。張莉教授の観点は間違いなく根拠があります³⁾。

問4…《三国志・魏志・倭人伝》の「壹」と《後漢書・東夷伝》の「臺」、こうした異文は地理考古学上の違いに意味があるでしょうか？

答…張莉教授と出野正先生の著作では、「壹」は小篆の壺形の中に「吉」があり、東方の日出づる国と解釈するに相応しいとされています。「臺」の上部にも「吉」がありますが、これは現代の字体で、小篆のような古文字では「臺」の上部は吉ではありません⁴⁾。字の下部は声符の「至」で、室屋臺などのように、おそらくいづれも「至」からできたのではないのでしょうか？臺は《説文》には「觀四方而高者从至从之从高省」とあります。

正史の文章の書かれた時代からみると、《三国志》は壹字で書かれ

た最も早いもので、晋人陳寿の撰です。《後漢書》は臺に作り、遅い部類で、南朝宋代の范曄の撰です。文献学上の問題からは、ふたつの重要な正史《後漢書》と《三国志》についても、こうした歴史文献はどれも書かれた当時の本文ではありません。ここでは、歴史漢字伝播年代の関係から、関連のあるものを筆者の浅い考えで述べますが、関心を持つ専門家の解釈と補足を願います。

1 歴代字書の壹部・壺部・至部では、「壹—臺」の構造と字義の分析、字形・字義・字音などの属性はそれぞれにあり、相互に通用したり、混用したりする可能性はありません。文末の参考文献の関係字書の項目を参照してください。

2 同時代の出土文献の実際の使用文字、秦漢時代の出土資料は当時書かれた「壹」「臺」字の実際の使用状況は、末尾の参考文献《秦漢字六朝字譜》巻10「壹部」を参照して下さい。それらの出土資料で実際に使われている文字の観察から考察すると、当時混淆されていた形跡は見つけられません⁵⁾。

3 漢字が伝播し使われた実例から見て、地域や国名を記録する習慣として、当時のその地方の発音を用い、認識関係を作っていました。次に、関わりのある記音歴史資料を見たいと思います。

歴史上で、後漢・三国の使者・通訳は漢字を用いて高句麗(高麗、こうらい)・扶桑(ふじさん)の類を記録し、これは記音、つまり音読方式に違いありません。邪馬臺／邪馬壹も、漢字認識の関連で記録することは例外ではありません。「邪馬」はやまと音読し、現代の日本語中でも、やまは「山」の訓読です。こうしてみると、「邪馬壹」

邪馬臺か、それとも「邪馬壹」か？

(やまあい) 即ち「山間の国」というのは、歴史地理環境に適合するのではないのでしょうか？

《後漢書・東夷伝》は邪馬臺と記載し、王先謙の《集解》は「或作堆、堆推音転」としており、歴史上の中国学者は専門家であっても、漢字が異なる言語地域で使われる関係性に詳しくなかったり、借用した地域の実際の発音が分からなかったりすると、ただ「古音音転」の説に頼り、群盲象を評すに異ならなかったのです。

当時、一地二名(音)という現象は実際にあり、《三国志・魏志・倭人伝》が「邪馬壹」と作るのは、それを記録するうちのひとつの読み過ぎなかつたのです。

二字の形が似ていて混淆したという説もありますが、これはおそらく単純にすぎで、うわべだけの解釈でしょう。歴史漢字音韻属性から見ると、

臺は、《広韻・哈部》に徒哀の切とあり、反切下字は哀を用い、哀字は口部に属し、衣声で読みます。

艾は、《説文・艸部》に、「艾、冰臺也。从艸又声。」とあり、大徐本は五盖切と読んでいます。

もし、積義的な観察をするなら、《説文解字》の注釈はめったに見られません。音によるなら、伝統的な訓詁学では于声に属し、冰は擬のように読み、擬字の構造は衆に従い疑声です。「艾」は又とも読み、また「臺」とも読みます。「台」符に従って読む音を漢字で記録したものでは、「苔」の音や「怡」の読みもあります。

又は、大徐本の反切注音は魚廢切で、《玉篇》本部も同じく、《篆隸

万象名義》本部は「艾、魚穢反。治也。数也。養也。央也。長也。息絶也。」としています。また、艾を以て声符とする構造の漢字「艾」はㄣと読み、同様に艾を以て声符とする「刈」はㄣと読みます。

《史記・項羽本紀》に「陳嬰為楚上柱国、封五県、与懐王都盱臺」とあり、王先謙《集解》は「鄭玄曰音煦怡。」「《正義》は「盱、况于反；盱、以之反。盱、今楚州臨淮水、怀王都之。」「《史記会注考証》は「盱臺、安徽泗州盱眙東北」とし、そのなかで東漢鄭玄が「盱臺」に「煦怡」と音注をつけているのを引いており、漢代に使われていた「臺」字は当時、地名を記録する際に「怡」と読んでいたのです。

臺は、韓国・韓語圏では音がふたつあり、いまでも《新字典》には Tai という読みと、ㄊㄞ という読みがあります。南原地区では現代でも ㄊㄞ の読みを残しています。

《三国志》が壹に作り、《後漢書》が《三国志》よりもあとに臺或いは堆と作るの、どちらも記録した当時のその地方の発音そのままを記録したものです。このことから、異文が生まれるには、各地位・各時代区分の言語音値の関係を考慮しなければなりません。《後漢書》が「臺」或いは「堆」と記録するのは、おそらくは邪馬国の「和」の日本語訓読やまとの「と」音が影響して、漢字の「臺」(日本語では「だい」)或いは「堆」(日本語では「たい」)で記録されてきたのでしょう。《三国志》が「壹」に作るの、帯方郡の通訳が邪馬国を「ㄣ」の音で読んだことが影響して記録されたのでしょう。

《後漢書》《三国志》の歴史固有名詞の記載は、いずれも当時のその地方の言語体系のなかで同じ音、あるいは近い音の漢字単語を(字義

にかかわらず。日本語でも少なからず漢字を用いて記録し語義もあわせて借りることがある)用いて対応させたものなのです。こうした現象は、中国の歴史地理研究者からは、ほとんど注目されていません。

二 “带方郡”はいったいどこにあるのか？

問…《魏志・倭人伝》では、邪馬台国への距離数だけがあり、突然旅程日数の記述が始まりますが、臧教授はどのようにお考えですか？

答…管見では、日本の学者が影響している観点のひとつで、带方郡から邪馬壹国までは、带方郡から短距離の航路、それから韓国半島を陸路で通って狗邪韓国に至り、そしてそこから日本列島へと至るというものです。出野正先生はこの考え方には誤りがあるとしています⁽⁸⁾。

《三国志・魏志・倭人伝》の原文は、“水行十日陸行一月。”です。

出野正先生は、“××里”という距離は中国側からの距離計算で、日数が邪馬壹国人側からの距離計算としています。当時、日本列島で距離を測るのに、日数を用いたのです。もし、古田氏の学説(朝鮮半島陸行説)が正確であれば、その旅程は“陸行一月水行十日”となるはずで、“水行十日陸行一月”は邪馬壹国を起点とした、邪馬壹国の使者が日本列島から带方郡に至る行程となります。

私は、出野先生の《倭人とはなにか》の考えの方が、客観的であると思います。

問…もし1里 ≈ 330 mとすると、沖繩の海中に進んでしまっていますが、臧教授はこの矛盾の問題をどのようにお考えでしょうか？

答…《周髀算経》の“一寸千里之法”の測り方に基づくと、周代の1里 ≈ 76 —77mという“短里”単位になります。魏国は周の里数を長度単位として採用しており、《魏志・倭人伝》では韓国・日本列島の記述は“短里”となります。《魏志・倭人伝》の狗邪韓国から对馬国に至る一千余里、对馬国から一大国間の一千余里を短里で計算すれば、現在の距離に近付きます。

問…日本では、邪馬台国九州説と近畿説が長く論争しています。近畿説は、《魏志・倭人伝》の方位について“南”ではなく“東”の誤字としていますが、中国古代でこのような間違いはあり得るでしょうか？

答…狗奴国は、漢字を用いて記録され、上述した“記音類型”に属します。“狗奴”は、日韓各地の gou の音にあたります。おそらく“高句麗”三字の音読の変化で、“狗奴”の奴の異文が留める語源でしょう。漢語史料では、呉越春秋時代の呉国の“吳”は、二音節の“勾吳”とも作ります⁽⁹⁾。この国の地理的位置は、《三国志・魏志・倭人伝》では邪馬壹国の南、《後漢書》では女王国の東とあります。《魏志・倭人伝》は中国側の使者の見聞に基づくため、若干の差異はありますが、記載された方位の“南”は正確でしょう。

つまり観察地点の位置を基準とすれば、異なる方位の差異が生まれます。带方郡から邪馬台を東寄りとする、もし北方の魏国から見る

と邪馬台の位置は南寄りということになります。これにより、帯方郡の本当の地理的位置を特定することが、漢字の海上交流の道を討論するうえで重要な点なのです。

問…邪馬台国は、当時魏王朝にとって重要な国家であったのでしょうか？

答…1 邪馬壹国の時代、中国は魏呉蜀の三国に分裂していました。237年、呉国の孫権は高句麗とともに遼東を襲おうとし、これを聞いた魏国は魏・烏丸・鮮卑の軍を率いて遼東の南端に駐屯しました。これより前、勢力を朝鮮半島に広げていた公孫氏は呉国と共同体勢をとっており、公孫氏は238年に魏によって滅亡し、239年に邪馬壹国の卑弥呼（日本語の「ひみこ」）が魏国に朝貢しました。魏朝は呉・高句麗と航路に近い邪馬壹国が呉国と連合するのを避けるため、政治的に邪馬壹国と講和したのです。

2 魏朝は西北からの匈奴を抑えたいと考えており、東方の邪馬壹国からの朝貢を獲得すれば、東西に広大な領域を持つことを喧伝する格好の材料となります（『後漢書』巻85には、倭国は凡そ百余国、漢に使者を使わずものは30国ばかり、皆な王を称すとあります。こうした地理状況からすると、柔遠能邇、つまり遠方を懐柔して近付ける、魏国の周辺四夷に対する「臣服戎羌、率賓歸王」という基本方針を実行したのです。

三 帯方郡、邪馬臺、そして倭奴国

——尚周里岩石刻画と漢代金印の解読問題

1. 南海尚周里岩石刻画の解読

邪馬臺／邪馬壹倭人国の地理的距離の問題は、多くの歴史地理学問題と名称の発生と関係しています。「帯方郡」というキーポイントとなる座標の問題におよび、この郡治の具体的な地理的位置を考えなければなりません。

「帯方郡」は高麗半島にあり、管見の限り、日本の研究者の多くはソウル付近と考え、韓国の研究者の多くは平壤付近と考えているようです。

上述した漢字が文化・言語を越えて伝播し使用される規則から、筆者は韓国古典礼学会会長鄭景柱教授を訪れました。鄭教授は、「帯方郡」は平壤付近ではなく、またソウル付近でもなく、全羅南道南原地区にあると提示しました。

このあとで、また日本のテレビ東京立川修史ディレクターにメールし、韓国漢字研究所所長河永三教授に書面で教えを請いました。河先生は漢字学言語学に通ずる大家であり、資料図版・文献を添え、非常に詳しく返答を下さいました。以下で紹介します。

1 南原方志の記載から、南原地区には「大邦」という旧名で称されていた。その地の道路などの地名には、「大邦」と関係のあるものが残っている。「大邦」の読みは、「帯方」の古音を残しているものである。

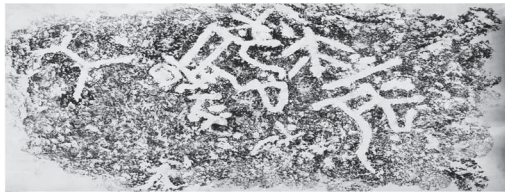
2 地理交通路線から見て、漢朝魏国は韓国南部南原、つまり帯方から南海諸島へ進み、邪馬台に至るといのが最も便利な海上交易の道筋である。さらに、秦始皇遊覧・徐福啓航の山東膠東半島琅邪台港口への航行もまた、格好の海上航路である。

3 20世紀40年代から60年代にかけて、日韓の国交は通じていなかった。民間貿易の航路は、やはりこの“海上のシルクロード”であった。

4 この“海上のシルクロード”からは、古代石刻が出土しており、文字は奇特で、未だに解読されておらず、もしかすると秦代徐福／徐市が東方へ渡った史跡かもしれない。石刻はいつ発見されたのか？記録によれば、1860年に亦梅呉慶錫（1831年—1879年）が燕京（1824年—1862年）は“徐市起礼日出”と解釈した。その後、韓国の著名な金石学家葦滄呉世昌（1864年—1953年）がこの石刻は李斯小篆より前の秦国大篆であるとした。この石刻が出土した地点は、慶尚南道南海郡尚州面尚州里である。

石刻は徐福と関わっており、古くから伝説がある。何秋涛が“徐市起礼日出”と解釈してからのち、一般的には“徐福過此”石刻と呼ばれている。

石刻と帯方郡の関係であるが、帯方郡は南




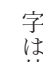








原にあり、ここから蟾津江に沿っていくと直接南海（この石刻は南海にある）に着き、ここから日本に向かうのが最短ルートのひとつである。また、石刻で最も重要なのは、“徐市”という二字が記録されていることである。

5 “南原”は韓国全羅南道にあり、“大邦”はすなわち帯方である。この邪馬台への路上で発見された文物は、貿易商人がもたらしたもので、この地で製作されたものではない。


韓国の研究者から中国の金石学家に至るまで、未だに“定位”つまり具体的な字形図像を提示していない。次に、個人の拙い意見ではあるが、先入為主で敢えて推論を述べたい。歴史地理考古学の専門家の批判を待つ。

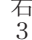
石刻図像の解読は、主として四字に分けられ、四字は並んでおり、右から左に読む。


右1は形で、“余”字の省略形で、《説文・邑部》には“愧（金文漢印）、地名、从邑舍声”。金文および戦国楚簡では舍字は从口余声の構造で、戦国文字の出土資料では郭店楚簡の舒はに作り、从口余声の構造となっている。《説文・八部》卷二には、“俾（甲金文）”
 从八，舍省聲。以諸切。”とあり、徐福或いは徐市の姓氏は、地名の部に由来し、余とも名付けたのだろう。また、古印陶封泥には形があり、これも秦漢時期の古文で从辵从余の構造をなし、“途”字である。“余”の声符は、石刻の画符に近い形である。途徐徐舒


邪馬臺か、それとも「邪馬壹」か？

舎といった字は、どれも余に従って声を得ており、またどれも姓氏に使われる文字である⁽¹²⁾。

右2は形で、冚形の声符ではないかと思われ、市である。市は、《説文・市部》に「擯、鞞也。上古衣蔽前而已，市以象之。天子朱市，諸侯赤市，大夫蔥衡。從巾，象連帶之形。」とあり、大徐本本部注音では分勿の切としている。《玉篇・市部》も同様で、「市，甫勿切。鞞也。亦作鞞。」とある。日本の高僧空海大師撰の《篆隶万象名義・市部》は、「市，補物反。鞞也。鞞也。」と古い読みを残している⁽¹³⁾。もし字形の認識が成立していたのであれば、市字もまた帯方郡の当時の記録で「徐福」字を音読して記録したものであろう。出土資料の家譜文獻中では、「徐福」を「徐市」と書いているものが存在している⁽¹⁴⁾。

右3は形で、これは金石学家が解釈する「起」字形だろうか？分析する根拠がないため、ここでは論を置いておく。

左1は「起」の隣の字である。「起日」字という解釈は信頼できず、明確には指摘出来ない。

つまり、石刻は秦漢時期に使われていた篆文すなわち余市の二文が記載され、これは後の文獻に見える「徐市」つまり徐福である。余は珥、つまり徐姓であり、地方の地名が由来で、元々は地名であった。

6 「馬山」はどこにあって、漢字二字でどう表記するのか？

「馬山」は韓国慶尚南道にあり、現在は「昌原市」に改名されている。「参考文献」附図で位置を参照する。

2. 邪馬臺

1 《後漢書》記載の邪馬臺について、王先謙《集解》が「或作堆推音転」とし、《三国志・魏志・倭人伝》が邪馬壹に作るのは、ひとつの地名に対して二音あるうちのひとつの読みすぎない（前述）。「邪」の字に至っては、邑に従う構造で、古代の地名に用いられた字である。唐代の顔真卿が書写した《千福寺多宝塔感応碑文》では、自らの出身地を「琅邪」としており、邪字を使用していることは、参考文献附図を参照されたい。

2 二字の字体が似ていることによる混淆という説は、表面的である

臺は韓国語では読みが二音あり、《新字典》には *taɪ* という読みと *ɬaɪ* という読みがある。南原方言では、そのうち *ɬaɪ* 音の読みが残っている。

《後漢書》は《三国志》よりも遅く、《三国志》が壹に作るのと同様に当時のその地方の発音を記録したからである。

通例からして、《後漢書》《三国志》やそれ以降の史書の記載は、当時のその地方の言語体系の音と同じ、或いは近い音の漢字を（語義にかかわらず）対応させて記録している。

3. 委奴国

1 委は禾から名付けられ、読みは和である。秦漢六朝時期、出土文獻で実際に「委」字を使用している。

《説文》には「媯，委隨也。从女从禾。」とあり、《秦漢六朝字譜》「委」字には、「媯・效律」里・第八層142〇宜委馬壹

12_70下 張・徭律412○送事委輸 銀貳1243 敦煌簡0006A
○與候長相委也 武・甲《有司》44○委于西階 東牌樓072 正
廿世紀璽印三 漢晉南北朝印風 漢印文字徵 漢印文字徵 漢印文
字徵 漢晉南北朝印風”とある。

時代が明確な当時書かれた資料である“共時性文献”は出土石刻のように北朝時期に“倭”字の用例がふたつ見られるだけで、そのうちのひとつは連綿詞である。

①東魏武定8年《蕭正表墓志》・特征為侍中，昞侯如故。倭池禁園，出内秘言。庠序朝端，万夫傾首。

其二記录人名：

②北魏太昌元年《樊奴子造像記》・世祖樊坦，坦生奪，奪生世，世生雷，雷生倭，倭生□。佛弟子樊奴子為□一驅。

隋唐時期には、唐石經1例があるのみである。現存する《後漢書》《三国志》史部の記載は、早期の版本で、南北朝隋唐五代以前のものは見られない。

魏晉南北朝時期、倭字の使用はほとんど見られず、東晉《高句麗好太王碑》に^倭と作り、東魏《蕭正表誌》に^倭と作る。

2 歴代字彙韻書の“委”字の音義について、以下に列举する。

《說文解字・女部》：“委，委隨也。从女从禾。”

《說文解字系伝・女部》：“委，委隨也。从女禾声。”

《篆隸万象名義・女部》：“委，汚詭反。属也，弃也，任也，累（也），

安也，随也。”（按：《篆隸万象名義・女部》：“委，汚詭反。”原書を見

ると、反切の上字は紆である。二者は雖に切字され、同じく影母の字だが、字形は似ていない。ここでは“紆詭反”に作る）

《広韻・支韻》：“委委，佗佗，美也。”

《広韻・紙韻》：“委，委曲也。亦委積。又属也，棄也，随也，任也。

又姓，漢有太原太守委進。出《風俗通》。于詭切。”

《集韻・支韻》：“委委，行委曲也。”

《集韻・紙韻》：“委，鄔毀切。《說文》：“委随也。一曰棄也，任也，

安也。”

《集韻・寘韻》：“委，委積，牢米薪芻之總名。”

《類篇・女部》：“委，鄔毀切。《說文》：“委随也。一曰棄也，任也，

安也。又于偽切。委積，牢米薪芻之總名。又雍危切。委委，行委曲也。

文一。重音二。”

《宋本玉篇・女部》：“委，属也，棄也，曲也。”

《四声篇海・女部》：“委，于詭切。委，属也；又姓；棄也；曲也。”

《四声篇海・頁部》：“類，于為切，女随人也。通作委。”

《龍龕手鏡》未收“委”字。

結論として、宋代まで下っても、“委”を“矮化”の字として使用する例は発生しない。

3 倭の名は、^倭と読み、固有名詞を記録するのに用いられ、

人体の“高矮”とは無関係である。

《說文解字・人部》：“倭，順兒。从人委声。《詩》曰：“周道倭遲。

于為切。”

「邪馬臺」か、それとも「邪馬壹」か？

《說文解字系伝・女部》…「倭，順兒。从人委声。《詩》曰…周道倭遲也。于佳反。」

《篆隸万象名義・人部》…「倭，于為反，長也。」

《廣韻・支韻》…「倭，慎兒。」

《廣韻・麻韻》…「倭，東海中國。」

《廣韻・果韻》…「倭，倭墮。」按漢樂府《陌上桑》描写羅敷服飾有「頭上倭墮髻」句。

《集韻・支韻》…「倭，《說文》…順兒。引《詩》、周道倭遲。」

《集韻・戈韻》…「烏禾切，女王國名，在東海中。」

《集韻・果韻》…「倭，倭墮，髻兒。」

《類篇・人部》…「倭，子危切，順兒。引《詩》、周道倭遲。又烏禾切，女國名，在東海中。又鄔果切，倭墮，髻兒。文一，重音二。」

《宋本玉篇・人部》…「于為切。《說文》云…順兒。《詩》云…周道倭遲。又烏禾切，國名。」

《龍龕手鏡・人部》…「倭，于為反，慎兒也。又烏禾反，東海中女王國名。」

《四声篇海・人部》…「倭，于為切。《說文》云…順兒。《詩》云…周道倭遲。又烏禾切，國名也。」

こうしてみると、《後漢書》《三国志》には倭字を「倭」として記録した可能性はないにひとしい。倭字は短身を記録するのに使われ、早くは《說文・矢部》に見られる。

《說文・矢部》…「倭，短人也。从矢委声。」

《集韻・蟹部》…「矮瘠矮，倚蟹切。矮也。或作瘠矮。」

音の比較参考として、参考文献の「倭」字歴代韵書擬音集合表を参照されたい。

4 倭は国王の名義のもとである。

注目に値するのは、九州島博多港附近の志賀島で出土した漢代官印で、「委奴」を用いて「倭」或いは「矮」字でないことである。



インターネット資料によると、博多 (Hakata) ばかり「博物館」を日本語で「はくぶつかん」と読むようにおそらく濁音化する。港は、九州 (Kyushu) きゅうしゅう) の西北博多湾内にあり、福岡市に接して、西は佐世保に126海里、上海まで約500海里、西北は釜山まで約200海里、北九州 (きたきゅうしゅう) まで約60海里で、付近にある「志賀島」(日本九州島福岡市東区博多湾にあり、海の中継地点的な小島で、歴史上最も重要なのは、江戸時代に二人の農夫が漢委奴国王印を掘り出したところということ) が漢印の出土地点である。唐代になると、空海大師のような高僧や遣唐使も、ここから大唐帝国に向かい、大唐から日本へもまた多くが博多湾から上陸した。このことから、日本大阪教育大学張莉教授の女王国「邪馬壹」邪馬台「に関する九州島説」は外れていないだろう。

委と和・音読の認知関係

この国を「邪馬」（やま、日本語の「山」の音）・「委奴」と称するのは、「山国」を主として、諸「奴国」の連合体制を管轄していたのである。ただし、国王を「委奴」と称するのは、今に至るまで、人々が解明出来ない問題ではないだろうか？

宋代字彙韻書が集めたものを見ると、族群国名を記録するのに「倭」としてあり、おそらく烏禾切か鄔果切で読む。また、前述した原則、つまり「歴史上、後漢三国等の時代に漢字を用いて高麗（高句麗「ごごうり」）扶桑（「ふじさん」）大和（「やまと」）といった国名を記録するのは、記音つまり音読の方式による」ことから考えると、委の字形の構成は、下部は女に従い踞蹠柔順の状態を示すもので（「若」字と同類で、古音は関連している）、若は諾と読むことができるように、奴と読むことができる）、禾に従って声を得、つまり倭字の音読である。日本語で「倭」に対応する音訓は「わ」で、日本語の「和」「わ」と同じ音である。漢字の構造から、委、和の両字体は、どちらも「禾」符を声符とすると考えられる。

それでは、「和」字は出土資料に早く見える漢字であるのに、漢代に日本語の音節を記録するのに直接「和」字を用いず、「委」を使ったのだろうか？ここで考えられるのは、切音の実用需要に従い、半切の近い日本語の「和」の実際の発音を $\{wa\}$ つまり「わ」としたのではないか。

《篆隸万象名義・口部》は唐代にあたる時代に成立し、「和」字について、字彙、注釋、そして発音を「和、胡戈反。調也。安也。諧鈴

也。」としている。

《玉篇・口部》の標注には「和、胡戈切。《書》云：協和万邦。又胡过切。《易》曰：其子和之。味、古文。」とあり、大徐本《說文》の標注は「戸戈切」とする。

《広韻・戈部》では、「和、《爾雅》云：笙之小者謂之和。」和順也。諧也。不堅不柔也。亦州名、在淮南漢九江、都尉居之、屬九江郡、齊爲和州。又姓、出汝南、河南二望。本自羲和之後。一云卞和之後。晉有和嶠。又虜複姓、和稽氏後改爲緩氏。戸戈切。」とある。

《集韻・戈部》では、「和、胡戈切。《說文》相膺也。又州名。亦姓。古書作味。」

帰納的にみると、「和」の音 $\{wa\}$ は古くは匣母歌部に属す。日本語で「和」を $\{wa\}$ 即ち「わ」と読む音節は蛙娃注字組に入り、古音は影母の部に属し、また「委」即ち「倭」 $\{wo\}$ 字の古音は影母微部で、どちらも影母に属して双声関連し、適合するといえる漢代北方方言に基づいて漢字で日本語の音節を表記すること考えると、既成の「和」字は捨てざるを得ず、委婉円転の「委」つまり「倭」字としなければならぬ。漢語の擬音として、 $\{wo-wa\}$ の構造が考えられる。

これにより、漢印の篆文は、「大漢和順國王」と解釈することができ

る。歴代韵書の「委」字の読みの標注は、参考文献の韻書集成表を参照されたい。

四 歴史言語の時間・空間的問題

中国の呉方言地域では、今でも「wa」に明確な区別がなく、たとえば「hua」は「wa」の読み、「wang」は「huang」と読む。「和」の字形音義属性を明確にできないとしても、三国呉語地域から扶桑九州に伝わったのであろうし、歴史記載は次のような時空関係から読み解くことが出来る。

《三国志》の撰者である晋代陳寿は、呉語地域の人ではない。陳寿(233年-297年)、字は承祚、巴西郡安漢県(今の四川南充)の人で、三国時代蜀漢及び西晋時代の著名な史学家である。陳寿は呉語地域から長江を隔てた距離にあり、呉方言の影響を受ける可能性はほとんどなく、直接「和」字を用いずに「倭奴国」と記載した可能性がある。

後の范曄撰《後漢書》は、《倭人伝》の文について、やはり元のままとした。范曄(398年-451年)、字は蔚宗、順陽(今の河南南陽淅川)の人で、北方方言地域に属し、士族家庭の出身である。安北將軍范汪の曾孫、豫章太守范寧の孫、侍中范泰の子である。南朝宋の官員、史学家、文学家。元熙二年(420年)、劉裕が晋に代わって帝を称し、范曄は招きに応じて出仕し、彭城王劉義康門下の冠軍將軍、秘書丞に任じられた。元嘉九年(432年)、劉義康に罪を得たため、宣城太守に左遷され、《後漢書》の撰写を任じられる。¹⁶⁾

中華から帯方郡、帯方郡から邪馬台へ向かうことは、現在の記載によれば漢代から始まっている。明代王士性の撰した《広志釋》卷一《方輿崖略》に記載された歴代沿革は、参考文献を参照されたい。

附説：「奴」字の使用と理解について

漢魏六朝隋唐五代の石刻等資料のような出土文献から「奴」字の使用状況を見ると、往々にして女性の名字によく見られ、たとえば、

北齊張子昂等造像題名殘拓：張子昂，張阿至，張阿妃，張噉鬼，張惡奴，張羅侯。

北齊牛永福等造像記：大齊河清三年二月八日，敬造白玉思唯象一軀。牛永福，登安徳，李倉，僑奴，阿幸，恒富，阿猛，阿羽，黑髮，

惡奴，富堂，阿耳，戩姿，阿光，阿弟，富女。邑主法嚮，王恭媚。

北魏高洛周十人等造象碑：高征奴，高蓋奴妻□。

北周聖母寺四面像碑：邑子雷奴意。邑子訖奴奴。邑子荔非社奴。

邑子雷漢奴。邑子雷清奴。邑子雷伯奴。邑子昨和景奴。

隋唐五代の石刻データベースの統計では、およそ「奴」字の使用は107個で、「匈奴」等の慣用語を除くと、そのほとんどが女性か男性の名字に使われている。

その他、金文簡牘等の出土文献の用例では、奴如字はしばしば一女符で書かれ、女奴如はすべて同じ語源であり、奴もまた女に従って声を得る。日本語の奴字の音読は「ぬ」で、韓国語も同じ読みである。

こうして考えると、「漢委奴国王」は大漢和順国王なのである。

《後漢書》《三国志》の倭人伝に関する記述によれば、当時帯方郡に至る倭人の国数は百を数えるが、使者を使用したのはただ三十余国だけであった。国名は順調に得たもので、遠方を懐かせ、その他を招き、四夷に対して実行された「臣服戎羌，率賓歸王」という一貫した政策だった。¹⁷⁾

7 関わりのある正史文献の記述方式の転換からみると、宋代に

撰された《新唐書》から“倭人”“倭国”“倭”伝を、“日本列伝”“日本列伝”“日本伝”に書き換えはじめ（後々宋明時期になって、倭字がようやくそれ以外の用法や意味を持つようになったということだ）、それ以前は一律して“倭”すなわち上述した“委”つまり“和”と称していた。つまり、唐代以降に刊定された《後漢書》《三国志》等の史籍に用いられる“倭”字は、他に蔑称の意味を持ち得なかった。

同様に、邪馬台の邪は、右辺は邑部に属し、構造は邑類に属し、国・地域に關係する。邪字の使用例を調査すると、秦漢六朝時期に中国で実際に地名の固有名詞として使われており、参考文献に挙げた各時代のさまざまな使用例を見ると“邪”字の特殊な用例が見られる¹⁸⁾。

五 二つの結論的意見

ここまで述べてきたことは、歴史上、使者・通訳たちが漢字を用いて他の民族・国家のさまざまな固有名詞を記録するのに記音、つまり音読する方式を取ったということだ。こうした認識関係のなかで、漢字の基本的な効能は記音文字としてあらわれた。表記されたものは、当時のその地域のそのままの発音と同じか、近いものだった。これにより、異文が発生することになるのは、各地域や各時代区分の言語体系の発音と関連していると考察した。たとえば、現代の中国・日本・韓国の研究者は、一般的にはただ“邪”の字をある種の貶める意味を持ったものと考えている。実際には、漢代や魏国時代では邑部の字はただ地名からだけ発生するものだった（地名は人名にもなり、人名

から地名にもなる¹⁹⁾。

日本語の体系のなかでは、もちろん少なからず字形・字音・字義がともに借用される例があるが、しかし外来語は一般的にはカタカナで表記され、これは一種の持つべき自覚が乱されており、おそらくこうした観念の認識区別の手段に基づくのだろう。

《後漢書》《三国志》やそれ以降の史書の記載は、基本的には当時のその地方の言語体系の音と同じ、或いは近い音の漢字を（一般的には語義にかかわらず）対応させて記録したのでだろう。こうした現象は、歴史言語文字の使用の伝播に関する研究に対して、伝える側にも受けられる側にきつと認識の妨害をもたらす。中国学術界の歴史地理研究者は、域外の地名・人名などを処理する過程でこうした現象に出くわすが、区別はまだ充分でない。この歴史漢字学領域は、韓国・中国、そして日本の歴史・考古・言語学研究者がとりわけ注目するべきである。

参考文献とデータベース…

西漢司馬遷著《史記》全10冊、中華書局1959年。

東漢班固著《漢書》全12冊、中華書局1962年。

晋代陳寿著《三国志》、裴松之注本、中華書局1959年。《三国志・魏志・倭人伝》…

倭人在帶方東南大海之中，依山島為國邑。旧百餘國，漢時有朝見者，今使訳所通三十國。從郡至倭，循海岸水行，歷韓國，乍南乍東，到其北岸狗邪韓國，七千餘里，始度一海，千餘里至對馬國。其大官曰

卑狗，副曰卑奴母離。所居絕島，方可四百餘里，土地山險，多深林，道路如禽鹿徑。有千餘戶，無良田，食海物自活，乘船南北市糶。又南渡一海千餘里，名曰瀚海，至一大國，官亦曰卑狗，副曰卑奴母離。方可三百里，多竹木叢林，有三千許家，差有田地，耕田猶不足食，亦南北市糶。又渡一海，千餘里至末盧國，有四千餘戶，浜山海居，草木茂盛，行不見前人。好捕魚鰓，水無深淺，皆沈沒取之。東南陸行五百里，到伊都國，官曰爾支，副曰泄謨觚、柄渠觚。有千餘戶，世有王，皆統屬女王國，郡使往來常所駐。東南至奴國百里，官曰咒馬觚，副曰卑奴母離，有二萬餘戶。東行至不彌國百里，官曰多模，副曰卑奴母離，有千餘家。南至投馬國，水行二十日，官曰彌弥，副曰弥弥那利，可五萬餘戶。南至邪馬壹國，女王之所都，水行十日，陸行一月。官有伊支馬，次曰弥馬升，次曰弥馬獲支，次曰奴娃鞆，可七萬餘戶。自女王國以北，其戶數道里可得略載，其餘旁國遠絕，不可得詳。次有斯馬國，次有已百支國，次有伊邪國，次有都支國，次有弥奴國，次有好古都國，次有不呼國，次有姐奴國，次有对蘇國，次有蘇奴國，次有呼邑國，次有華奴蘇奴國，次有鬼國，次有為吾國，次有鬼奴國，次有邪馬國，次有躬臣國，次有巴利國，次有支惟國，次有烏奴國，次有奴國，此女王境界所盡。其南有狗奴國，男子為王，其官有狗古智卑狗，不屬女王。自郡至女王國萬二千餘里。

男子無大小皆黥面文身。自古以來，其使詣中國，皆自称大夫。夏后少康之子封於會稽，斷髮文身以避蛟龍之害。今倭水人好沈沒捕魚蛤，文身亦以厭大魚水禽，后稍以為飾。諸國文身各異，或左或右，或大或小，尊卑有差。計其道里，當在會稽、東冶之東。其風俗不淫，男子皆

露紒，以木綿招頭。其衣橫幅，但結束相連，略無縫。婦人被髮屈紒，作衣如單被，穿其中央，貫頭衣之。種禾稻、紵麻、蚕桑、緝績，出細紵、縑綿。其地无牛馬虎豹羊鶻。兵用矛、楯、木弓。木弓短下長上，竹箭或鉄鏃或骨鏃，所有無与儗耳、朱崖同。倭地温暖，冬夏食生菜，皆徒跣。有屋室，父母兄弟卧息異处，以朱丹塗其身体，如中國用粉也。食飲用籩豆，手食。其死，有棺無槨，封土作冢。始死停喪十餘日，當時不食肉，喪主哭泣，他人就歌舞飲酒。已葬，举家詣水中澡浴，以如練沐。其行來渡海詣中國，恒使一人，不梳頭，不去蟻蟲，衣服垢污，不食肉，不近婦人，如喪人，名之為持衰。若行者吉善，共顧其生口財物；若有疾病，遭暴害，便欲殺之，謂其持衰不謹。出真珠、青玉。其山有丹，其木有柀、杼、豫樟、椶櫚、投櫃、烏号、楓香，其竹筱簞、桃支。有姜、橘、椒、蘘荷，不知以為滋味。有獼猴、黑雉。其俗举事行來，有所云為，輒灼骨而下，以占吉凶，先告所卜，其辞如令龜法，視火坼占兆。其会同坐起，父子男女無別，人性嗜酒。魏略曰：其俗不知正歲四節，但計春耕秋收為年紀。見大人所敬，但搏手以当跪拜。其人寿考，或百年，或八九十年。其俗，国大人皆四五婦，下戶或二三婦。婦人不淫，不妒忌。不盜窃，少諍訟。其犯法，輕者没其妻子，重者滅其門戶。及宗族尊卑，各有差序，足相臣服。收租賦。有邸閭国，国有市，交易有無，使大倭監之。自女王國以北，特置一大率，檢察諸國，諸國畏憚之。常治伊都國，於国中有如刺史。王遣使詣京都，帶方郡、諸韓國，及郡使倭国，皆臨津搜露，伝送文書賜遺之物詣女王，不得差錯。下戶与大人相逢道路，逡巡入草。伝辞說事，或蹲或跪，兩手据地，為之恭敬。对応声曰噫，比如然諾。

其國本亦以男子為王，住七八十年，倭國亂，相攻伐歷年，乃共立一女子為王，名曰卑弥呼，事鬼道，能惑眾，年已長大，無夫婿，有男弟佐治國。自為王以來，少有見者。以婢千人自侍，唯有男子一人給飲食，佯辭出入。居處宮室樓觀，城柵嚴設，常有人持兵守衛。

東渡女王國東渡海千餘里，復有國，皆倭種。又有侏儒國在其南，人長三四尺，去女王四千餘里。又有裸國，黑齒國復在其東南，船行一年可至。參問倭地，絕在海中洲島之上，或絕或連，周旋可五千餘里。

王遣景初二年六月，倭女王遣大夫難升米等詣郡，求詣天子朝獻，太守劉夏遣吏將送詣京都。其年十二月，詔書報倭女王曰：“制詔親魏倭王卑弥呼·帶方太守劉夏遣使送汝大夫難升米，次使都市牛利奉汝所獻男生口四人，女生口六人，班布二匹二丈，以到。汝所在逾遠，乃遣使貢獻，是汝之忠孝，我甚哀汝。今以汝為親魏倭王，假金印紫綬，裝封付帶方太守假授汝。其綬撫種人，勉為孝順。汝來使難升米、牛利涉遠，道路勤勞，今以難升米為率善中郎將，牛利為率善校尉，假銀印青綬，引見勞賜遣還。今以絳地交龍綿五匹，臣松之以為地心為綿，漢文帝著早衣謂之弋綿是也。此字不休，非魏朝之失，則佗寫者誤也。絳地約粟屬十張，蒨絳五十四匹，紺青五十四匹，答汝所獻貢直。又特賜汝紺地句文綿三四、細班華屬五張，白絹五十四匹，金八兩，五尺刀二口，銅鏡百枚，真珠、鉛丹各五十斤，皆裝封付難升米、牛利還到錄受。悉可以示汝國中人，使知國家哀汝，故鄭重賜汝好物也。”

正治元年，太守弓遵遣建中校尉梯俊等奉詔書印綬詣倭國，拜假倭王，并齎詔賜金、帛、錦屬、刀、鏡、采物，倭王因使上表答謝恩詔。其四年，倭王復遣使大夫伊声耆、掖邪狗等八人，上獻生口、倭錦、絳

青縑、綿衣、帛布、丹木、狝、短弓矢。掖邪狗等壹拜率善中郎將印綬。其六年，詔賜倭難升米黃幢，付郡假授。其八年，太守王頌到官。倭女王卑弥呼與狗奴國男王卑弥弓呼素不和，遣倭載斯、烏越等詣郡說相攻擊狀。遣塞曹掾史張政等因齎書、黃幢，拜假難升米為檄告喻之。卑弥呼以死，大作冢，徑百餘步，徇葬者奴婢百餘人。更立男王，國中不服，更相誅殺，當時殺千餘人。復立卑弥呼宗女壹與，年十三為王，國中遂定。政等以檄告喻壹與，壹與遣倭大夫率善中郎將掖邪狗等二十人送政等還，因詣台，獻上男女生口三十人，貢白珠五千，孔青大句珠二枚，異文雜錦二十四匹。

南朝宋范曄撰《後漢書》，王先謙集解，上海古籍出版社2006年。倭人國閔連箇所·

倭在韓東南大海中，依山島為居，凡百餘國。自武帝滅朝鮮，使駟通於漢者三十許國，國皆稱王，世世傳統。其大倭王居邪馬台國。樂浪郡徼，去其國萬二千里，去其西北界拘邪韓國七千餘里。其地大較在會稽東冶之東，與朱崖、儋耳相近，故其法俗多同。土宜禾稻、麻紵、蚕桑，知織績為縑布。出白珠、青玉。其山有丹土。氣溫暖，冬夏生菜如。無牛、馬、虎、豹、羊、鵠。其兵有矛、楯、木弓、竹矢，或以骨為鏃。男子皆黥面文身，以其文左右大小別尊卑之差。其男衣皆橫幅，結束相連。女人被髮屈紒，衣如單被，貫頭而着之；并以丹朱塗身，如中國之用粉也。有城柵屋室。父母兄弟異處，唯会同男女無別。飲食以手，而用籩豆。俗皆徒跣，以蹲踞為恭敬。人性嗜酒。多壽考，至百餘歲者甚眾。國多女子，大人皆有四五妻，其餘或兩或三。女人不淫不妒。又俗不盜

『邪馬臺』か、それとも『邪馬壹』か？

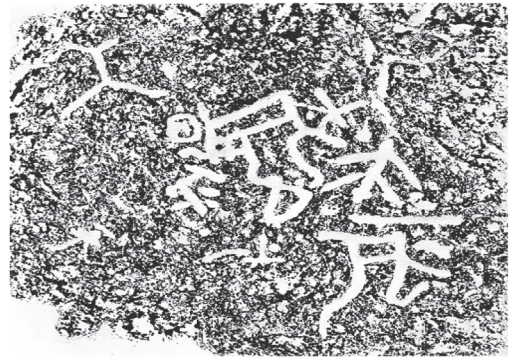
窃，少争訟。犯法者没其妻子，重者滅其門族。其死停喪十余日，家人哭泣，不進酒食，而等類就歌舞為樂。灼骨以下，用決吉凶。行來度海，令一人不櫛沐，不食肉，不近婦人，名曰『持衰』。若在塗吉利，則雇以財物；如病疾遭害，以為持衰不謹，便共殺之。

建武中元二年，倭奴国奉貢朝賀，使人自称大夫，倭国之極南界也。光武賜以印綬。安帝永初元年，倭国王帥升等獻生口百六十人，願請見。

桓、靈間，倭国大乱，更相攻伐，歷年無主。有一女子名曰卑弥呼，年長不嫁，事鬼神道，能以妖惑衆，于是共立為王。侍婢千人，少有見者，唯有男子一人給飲食，伝辭語。居処宮室，樓觀城柵，皆持兵守衛。法俗嚴峻。

自女王国東度海千余里，至拘奴国，雌皆倭種，而不属女王。自女王国南四千余里，至朱儒国，人長三四尺。自朱儒東南行船一年，至裸国、黑齒国，使馭所伝，極于此矣。

韓国南海尚周里岩石刻画（良阿里刻石、現地の伝説では徐福一行が南海を経て日本に行ったときの刻画）、篆書の意味は完璧で、筆跡は渾樸である。図像提供は韓国礼学大師鄭景柱先生で、鄭老教授は現在慶星大学韓国漢字研究所にお勤めである。



『馬山』は韓国慶尚南道にあり、現在は『昌原市』と改名している。下図で位置を見よ。



明代王士性撰《廣志釋》，中華書局1981年北京版《元明史料筆記叢刊》本。第2頁第一節：

古今疆域，始大于漢，最潤于唐，復狹于宋，本朝（明代）過於宋而不及于唐，江南諸省，咸自漢武帝伐越南始通中國，而閩越阻越于越以次婦附；西粵則其西路進兵之地也。唐全有澳地，分天下為十道、十五採訪使，南北万里，東西七千里，州府三百五十八，縣一千五百五十一，又有通四夷羈縻路：一曰昔州，入安東；二曰登州，海行入高麗、渤海道……

秦代，膠東半島·琅邪·高麗半島·扶桑·東瀛·九州博多港は海上交通の路線であつた。——琅邪郡·琅邪港·琅邪台——インターネット資料が参考になる…

膠東半島，三面環海，西接山東內陸地區，隔黃海與韓國及日本部分島嶼相望，北臨渤海海峽。經常泛指青島、煙台、威海三市，簡稱青煙威。膠東地區優良港口衆多，海岸線曲折。古時為東夷族中萊夷地，名稱源於秦時膠東郡（治所為即墨城），因地處膠萊谷地以東而得名。秦漢之際，地理海上交通位置非常重要。文獻記載，春秋戰國時期，中土有五大海港：碣石（今秦皇島）、軹附（今煙台）、琅邪、會稽（今紹興）和句章（今寧波）。這五大海港連結了當時中國的南北海上交通。在這五大海港中，琅邪港處於居中的位置，其作用尤為重要。

在春秋戰國時期，在琅邪港附近海域上，曾經髮生過三次大規模的海上揚帆活動。一是春秋後期齊景公率船隊繞過山東半島後來到琅邪港巡視。二是齊景公去世5年之後的公元前485年，髮生在琅邪港外的齊

吳大海戰。這一年，雄心勃勃的吳王夫差聯合魯國、邾國、郟國攻打齊國。吳國大將徐承率領浩浩蕩蕩的舟師，從海上直撲齊國南部的琅邪港，結果被嚴陣以待的齊國水師打得丟盔棄甲、沈船無數，齊國水師大獲全勝。三是齊吳大海戰之後的第12年，越滅吳之後，越王勾踐指揮善于海戰的越國水師北上琅邪港。據《越絕書》《吳越春秋》記載，公元前473年，越王勾踐揮師北上占領齊地琅邪後，見這里山川秀麗，面臨大海，南可控吳越，北可奪中原，西可擊秦晉，遂決定把越國國都從會稽遷到琅邪，建立新的霸業基地。越王勾踐遷都琅邪之後，在瀕海的琅邪山上築琅邪台。還在琅邪台上建「望越樓」，以便于南望越國故都會稽。秦始皇統一中國之後，於公元前219年東巡郡縣，百官隨行，甲乘如云，到泰山封禪之後，沿渤海東行，來到琅邪。秦始皇立刻被琅邪山的景致迷住了，便下令夷平勾踐所築旧台而另筑新台。《史記·秦始皇本紀》載：「秦始皇在琅邪，大築之。留三月，乃徙黔首三萬戶於琅邪台下。」他親自督工，築起了一座高大的琅邪台，並且在台上「立石刻，頌秦德，明得意」。拋《史記·秦始皇本紀》記載，秦始皇共來琅邪郡三次。三次巡幸琅邪，有兩次與徐福啓航東渡密切相關。當年秦始皇三次巡幸琅邪，徐福兩次東渡出海的龐大的船隊在這里集結啓航，需要多少人員和物質為其做後勤準備，而這一切都與當年繁華的琅邪郡密切相關。在先秦時期，郡縣制已經開始實行。但是齊國一直沒有設郡，而是將全國分為五都（都相當於郡），都下設縣。先秦時的琅邪一帶屬於莒都管轄的範圍。秦始皇統一中國後，琅邪首次成為郡的所在地。春秋戰國時期五大古港之一的琅邪港隸屬於琅邪郡。在秦代的36郡中，琅邪郡屬於經濟比較髮達的沿海大郡。郡的行政長官是郡守（二千石），另外還設郡尉一名、

監御史一名以及郡丞、斷獄都尉、閔都尉、督郵等郡守的屬官。秦代的琅邪郡屬於沿海大郡，郡的所在地郡城應該相當雄偉堅固，其占地面積也很大。郡城內除了官署建築外，還有壇廟一類的建築設施、百工的作坊區、守城軍隊的營房以及眾多黔首（百姓）居住的房屋等等。秦始皇下令修築琅邪台時，曾經遷徙三萬戶黔首來琅邪。劉邦建立漢王朝以後，在沿用秦代郡縣制的同時，還實行封國制（即分封他的子孫到某地就國，例如西漢時期的膠東國等）。由於秦末戰爭等原因，西漢時的琅邪郡人口可能比秦代琅邪郡要少，但是其規格級別應與秦代相同，琅邪郡的郡城所在地也還設在秦代的原址上。

歷代史書文獻の倭人國に関する記載…

《漢書·地理志》…「夫粲浪海中有倭人，分為百餘國，以歲時來獻見云。」

南朝宋代范曄撰，唐代李賢等注，清代王先謙集解

《後漢書·光武帝紀》…「二年春正月辛未，初立北郊，祀后土。東夷倭奴國王遣使奉獻。」

《後漢書·安帝紀》…「冬十月，倭國遣使奉獻。」

《三國志·魏志·齊王芳》…「二月，倭國女王倭弭呼（HIMIKO——はいみこう）遣使奉獻。」

《晉書·四夷列傳》有「倭人伝」。

《宋書·南蠻列傳》有「倭國列傳」。

《南齊書·東南夷列傳》有「倭國列傳」。

《梁書·東夷列傳》有「倭列傳」。

《隋書·東夷列傳》有“倭國列傳”。

《南史·東夷列傳》有“倭列傳”。

《南史》有“倭列傳”。

《旧唐書》有“倭國列傳”。

《新唐書·東夷列傳》有“日本列傳”。

《宋史·外國列傳》有“日本國列傳”。

清人厲鶚《遼史拾遺表第八·屬國表》有“日本國”。

《元史·外夷傳》有“日本傳”。

《明史·外國列傳》有“日本傳”。

附 語彙の臺、壹二字形に關わる音義分析…

《說文·至部》…澧，觀，四方而高者。从至从之，从高省。与室屋同意。

《說文·壹部》…獻，專壹也。从壺吉声。凡壹之屬皆从壹。

《說文·壺部》…壹壹也。从凶从壺。不得泄，凶也。《易》曰：“天

地壹壹。”

《宋本玉篇·壺部》…壹，於芬切。壹壹。壘，篆文。

《宋本玉篇·至部》…臺，徒來切。四方高也，閣也。

《篆隸万象名義·至部》…臺，住來反。臺也。待也。

《廣韻·哈部》…臺，土高四方曰臺。又姓，漢有侍中臺崇。徒哀切。

《集韻·哈部》…臺臺臺，堂來切。《說文》觀四方而高者。亦姓。

古作臺。或省。俗作臺，非是。

附 歷代韻書の“倭”字に關する注音集成表…

汉字：「倭」韵书集成														
字形	韻書	攝	聲調	韻目	字母	聲類	開合	等第	清濁	反切	擬音	釋義	索引	
倭	廣韻	止	平	支	影		合	三	全清	於為切/於詭切	ʔju ě		042.2 2	
		止	上	紙	影		合	三	全清	於詭切/於為切	ʔju ě		241.3 7	
	集韻		平	支							豈危切		倭倭行委曲也	39.6.5
			上	紙							駟毀切			314.5. 5
			去	寘							於偽切			471.7. 5
	韻略		平	支							於危切			47.2
			上	紙							於詭切			29.1
			去	寘							於偽切			28.2
			平	支							於危切			46.2
	增韻		上	紙							於詭切			28.1

日本張莉、出野正著《倭人とはなにか》、三省堂2013年。

西尾実著《岩波国語辞典》(第三版)、岩波書店1979年。

滝川資言著《史記会注考証》全七冊第1冊第411—473頁“項羽本紀

第七”，上海古籍出版社2016年，楊海崢整理版。

『邪馬臺』か、それとも『邪馬壹』か？

滝川資言著『史記会注考証』、上海古籍出版社1986年。

臧克和等編著『实用説文解字』、上海古籍出版社2012年。

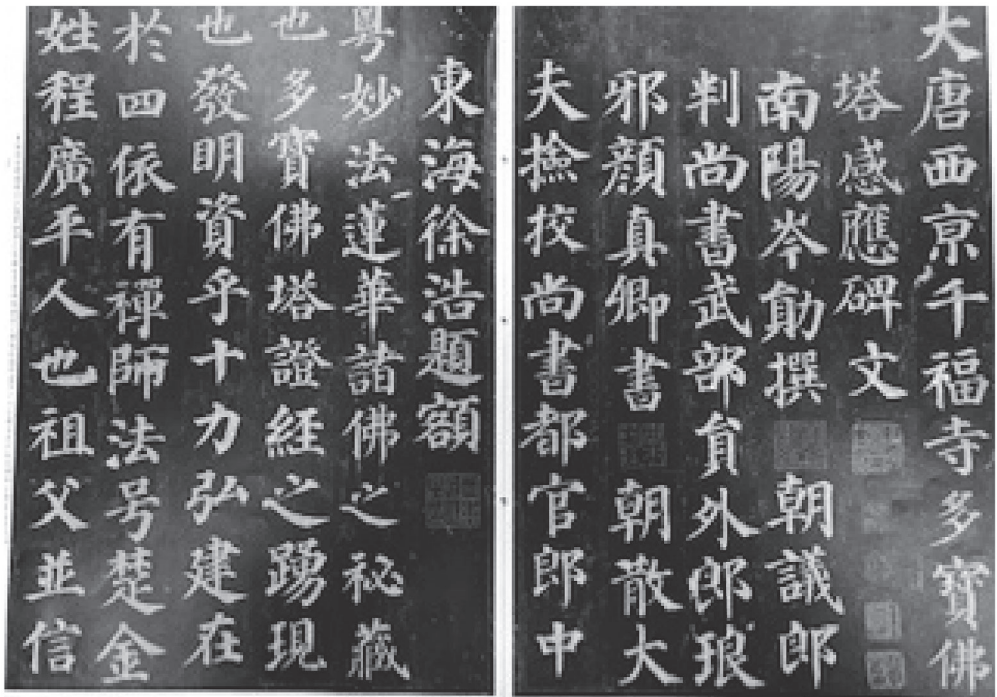
臧克和等編著『秦漢六朝字譜』、華東師範大学出版社2019年上海版。

参考文献見『秦漢六朝字譜』卷10『壹部』。

秦漢時期の出土史料の臺字の实用状況は、『秦漢六朝字譜・至部』巻12を見ること。

華東師範大学中国文字研究与应用中心大数据研発中心『中国歴代字彙韻書教拋庫』、『中国歴代出土文字教拋庫』、『AI+表意文字大教拋学科交叉項目』。

唐代顏真卿書『多宝塔感應碑文』中地名用『邪』字…



《秦漢六朝字譜・邑部》には各時代・時期の實際の例文が集められており、「邪」字の特殊な用例もある。…

《說文解字・邑部》：愷，琅邪郡。从邑牙聲。𠄎戰晚・十七年丞相

啓狀戈 𠄎漢銘・上林量 𠄎睡・語書 6〇養匿邪避（僻）―借用作「邪僻」字 𠄎睡・秦律十八種 89〇繕參邪可毆也―借用作「風邪」字

里・第八層 2129〇狼（琅）邪―地名用字 𠄎馬壹 92_293〇爲存邪是計一得 𠄎馬壹 77_81〇大邦邪

銀壹 898〇爲禁邪除害―借用作「邪害」字 𠄎銀貳 1017〇處邪

是是而弗能居 北貳・老子 83〇無爭邪 𠄎廿世紀璽印三-GP〇琅邪左

鹽 𠄎廿世紀璽印三-GP〇瑯邪邑丞 𠄎漢晉南北朝印風〇琅邪尉丞

𠄎歷代印匊封泥〇琅邪左鹽 𠄎漢晉南北朝印風〇琅邪相印章 𠄎漢印文字徵

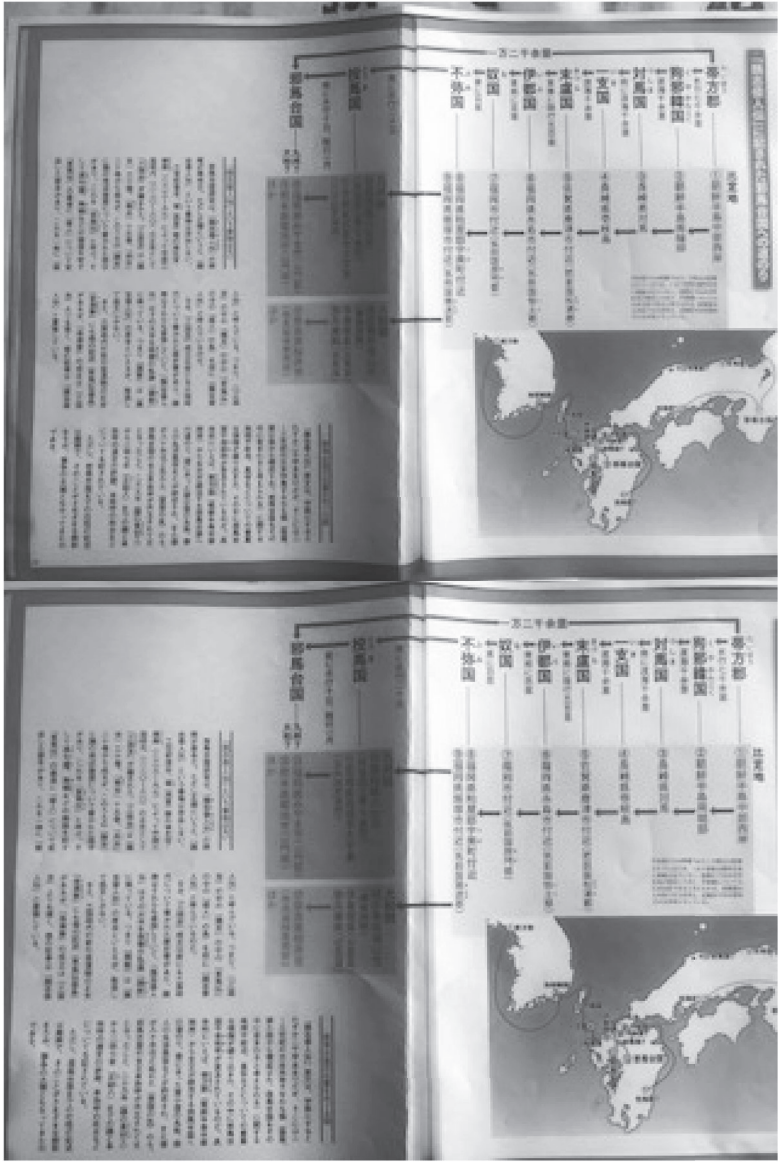
〇趙良邪―人名專用字亦有取于地名者 𠄎漢代官印選〇琅邪太守

章―地名專用章 𠄎歷代印匊封泥〇琅邪邑丞 𠄎廿世紀璽印四〇琅邪

典書令印 𠄎新莽・蘇馬灣刻石〇琅

邪郡 𠄎東漢・劉君石柱殘石〇琅邪相劉 𠄎北魏・王誦誌〇徐州琅邪臨沂人―地名專用字 𠄎東魏・廣陽元湛誌〇母琅邪王氏

日本学者の「九州」と「近畿」位置の地理距離標識…



漢字學研究 第八號

注

- (1) これは日本大阪教育大学張莉教授と出野正先生との共著《倭人とはなにか》13頁の観点。目下、これは客観的にみて事実合致しているようだ。
- (2) 《倭人とはなにか》131頁。
- (3) 《倭人とはなにか》131頁。
- (4) 《倭人とはなにか》132頁。
- (5) 古代史部文献学小学の研究者は往々にして、古音の音転によって解釈している。清代王先謙集解《後漢書・倭人伝》は「臺」字を用い、注は「或作堆、堆、臺音転。」としている。《後漢書》は「臺」に作り、もしくはすると次のような記載と関係があるかもしれない。「桓、靈間、倭国大乱、更相攻伐、曆年無主。有一女子名曰卑弥呼（音訳）、年長不嫁、事鬼神道、能以妖惑衆、於是共立為王。侍婢千人、少有見者、唯有男子一人給飲食、伝辞語。居処宮樓觀城柵、皆持兵守衛。法俗嚴峻。」
- (6) 邪馬臺は、「山上亭台の国」から名付けられたかもしれない。こうした解釈は、やはり《後漢書・倭人伝》の「女王居処有亭台欄柵」という文章から影響を受けている。問題は、前述のように、《後漢書》（南朝宋代范曄撰）の成立年代が《三国志》の時代に近く、かつ《三国志》の成立よりも遅いことにある（晋代陈寿撰）。
- (7) 日本古史学家古田武彦先生が代表である。
- (8) 「歴」字の解釈には誤りがある。《倭人とはなにか》131-132頁を見よ。
- (9) 狗奴国は、日韓中各地の擬音で、ゴニである。東晋に《高句麗好太王碑》がある。後世文献の記録では唐代李白《溧陽瀨水貞義女碑銘》…「子胥始東奔勾吳、月涉星通、或七日不火、傷弓于飛。」明代楊慎《昇庵集・昇庵經說》…「越曰於越、吳曰勾吳、邾曰邾婁、本一字而為二字、古声双置也。」
- (10) 韓国南海尚周里岩石刻画（良阿里刻石、現地の伝説では徐福一行が南海を経て日本に行ったときの刻画）、篆書の意味は完璧で、筆跡は渾樸である。中国の現代文字学家でも最も「上手」である芸術家青島大学朱葆華教授は漢字篆書に達しないとした。清代金石学家は更に、秦代大象につらなり、李斯時代の小篆ではないとする。しかし、篆書にはそれ以外の族徽や航海交通路、地理等の成分も混ざっている可能性があり、詳細な考証は、やはり現地の史料や言語材料が待たれる。
- (11) 《教授新聞》(<http://www.kyosu.net>)を見よ。
- (12) 旧積はを透迤の字とし、《集韻・支部》に「蛇虵迤・委蛇、委曲自得兒。或作虵迤。」、《戈部》に「迤迤・透迤、行兒。或作迤。通作佗他。」とある。字形は臧克和等主編《秦漢六朝字譜・兪部》歴代印陶封泥、華東師範大学出版社2019年上海版を見よ。出土文献の用字・出典は簡称を用

いた。

- (13) 《說文解字・市部》は、出土の金文・楚簡文字により、市字の古文写法を挙げている。…。石刻篆書が青銅器銘文の写法に似ていることがわかる。臧克和等編著、上海古籍出版社2012年。
- (14) 馬壹183/126上案、馬壹146/41/215上案、馬貳206/37、北大漢簡…《秦漢六朝字譜》第二卷、第291頁。出土文献の用字・出典は簡称を用いた。
- (15) 《說文解字・口部》…冬金文簡帛書石刻相磨也。从口禾聲。戸戈切。古璽古陶石刻。
- (16) 十紀、八十列伝を書いた。計画されていた十志は、未完。今本《後漢書》中の八志三十卷、南朝梁劉昭が司馬彪の《統漢書》から抽出して補筆したものである。司馬彪もまた呉語地域の人ではない。司馬彪（?—306年）、字は紹統、河内温県（今の河南温県）の人で、晋宣帝司馬懿六弟中郎司馬進の孫、高陽王司馬睦の長子で、西晋宗室、史学家で、《統漢書》を著した。
- (17) 職方、《周礼》夏官所属有職方氏、于是後世代指版図。带方者、取其地理上一衣带水、所轄必有数郡乃至多方。
- (18) 臧克和等編撰《秦漢六朝字譜・邑部》「邪」字条。華東師範大学出版社2019年。中国古籍に記載の「東夷」は、夷字は从弓从大の構造で、大はすなわち君子である。唐代碑刻顏真卿《千福寺多宝塔感應碑文》で書写した顏真卿の身分に関して「琅邪」と刻し、参考文献の図版を参照されたい。
- (19) 《說文解字・邑部》…愷古璽古幣漢印。石刻琅邪郡。从邑牙声。後の秦漢魏晋南北朝隋唐五代の实物文字使用年代図表を参照せよ。

（中国・華東師範大学終身教授、世界漢字学会会長）